

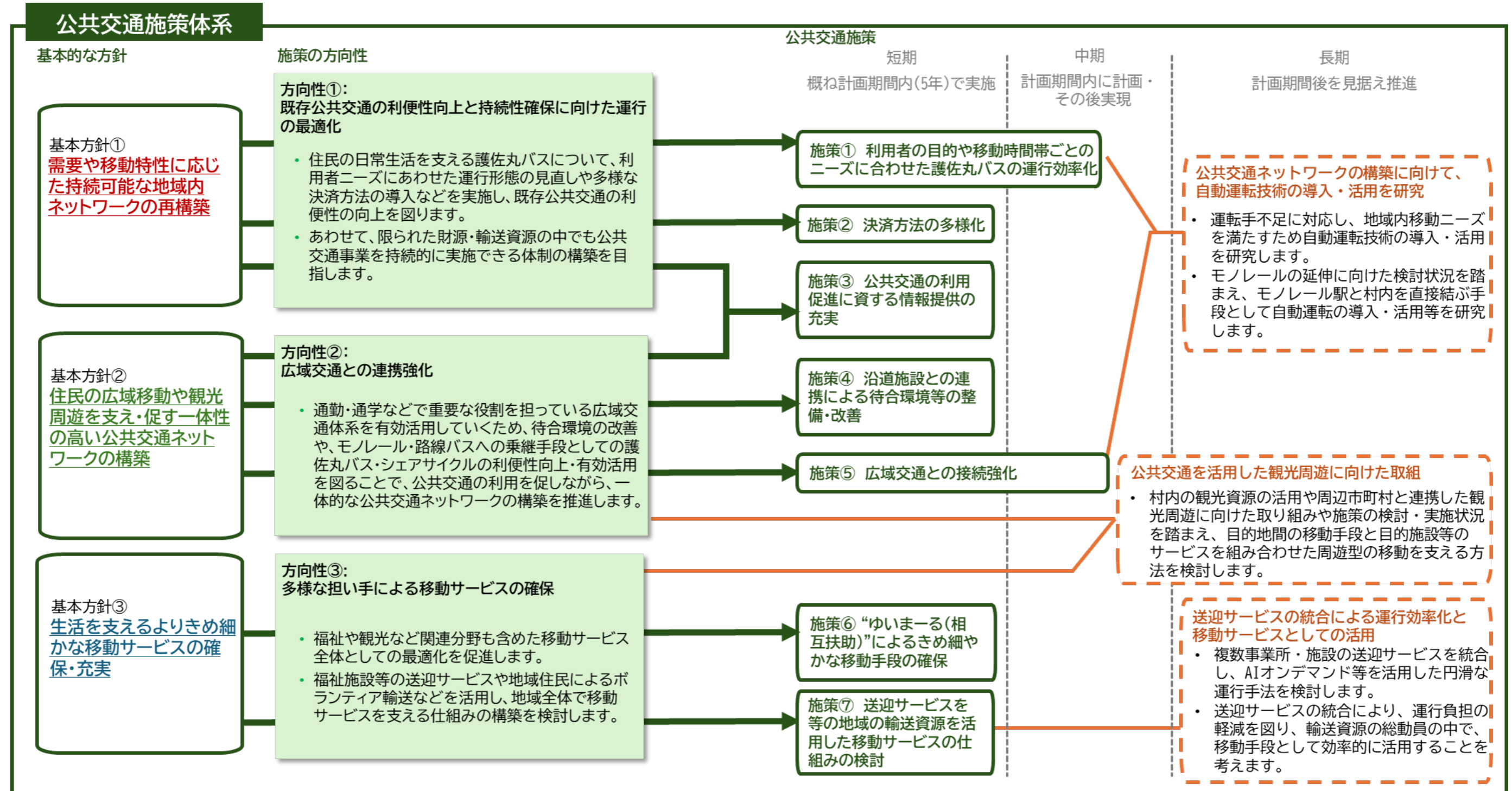
5. 取り組みの方向性と施策展開

5-1. 施策展開の方向性

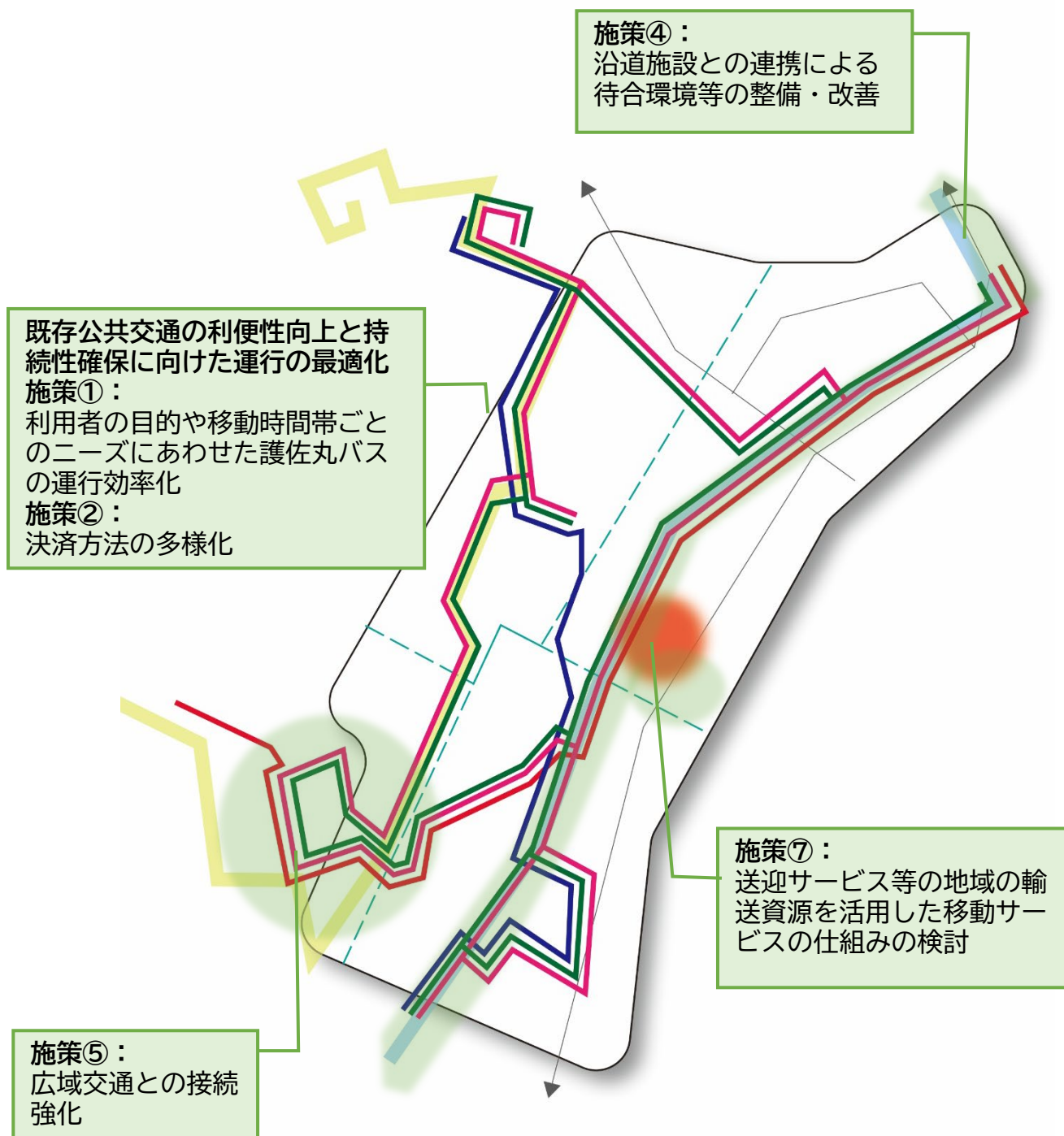
基本方針等の実現に向けて、基本方針に対して、以下のような3つの方向性で各種施策を展開していきます。

本計画では、計画期間の5年間に実施する施策だけではなく、今後の公共交通の動向や関連分野の施策の検討状況との関連性を考慮して、長期的な視野で検討を進めていくものについても念頭に施策内容を検討しています。

令和12年度までに実施する施策を「短期的な施策」、計画期間内に検討を開始し、中期的な視野で実施を検討する施策を「中期的な施策」、計画期間後を見据えて推進する施策を「長期的な施策」に分類します。



■施策展開イメージ



★中城村全域で展開する施策

施策③：公共交通の利用促進に資する情報提供の充実

施策⑥：“ゆいまーる（相互扶助）”によるきめ細やかな移動手段の確保

コミュニティバスや路線バス等の路線定期運行では、バス停まで歩くことが難しく、日常の移動に不安が残る高齢者・障がい者がいる一方で、ある程度自立して生活できるため、福祉や介護サービスの対象とならない高齢者も存在し、こうした公共交通と福祉分野の隙間に位置する利用者の移動ニーズへの対応が課題となっています。特にドア to ドアや予約型の移動に対しては、村内にタクシー事業者があるものの、ドライバー不足や運賃負担等の理由により、全てのニーズに応えることは困難であるため、地域の多様な担い手による支援方法を検討する必要があります。移動への制約の程度にあわせた外出に対する負担を軽減する方法と多様な担い手による移動支援の考え方を以下に示します。

